

ふれあい見守りネットワーク

活動の手引き

【令和6年度版】



一人ひとりが つながり 支え合う まちづくり

社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会



目 次

はじめに	1
1. ふれあい見守りネットワーク活動について	2
2. 個人情報の取り扱いについて	4
3. 見守り・支え合い活動編	
見守り・支え合い活動の体制づくり	5
近隣住民への見守り・声かけ活動	6
友愛訪問活動	7
生活支援等の支え合い活動	10
4. ふれあい活動編	
ふれあい・いきいきサロンについて	11
ふれあい・いきいきサロンの立ち上げについて	14
サロンの様子	15
5. 安心安全な活動を行うために	
ボランティア保険・会計事務等について	16
口座開設について	17
6. ふれあい見守りネットワーク活動助成金について	
助成金交付要綱	18
助成事業スケジュール	21
記入例	22
7. 地域福祉活動にかかわる参考資料紹介	29

はじめに

赤磐市でも少子高齢化の進行や単身世帯・高齢者世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化など、地域住民を取り巻く環境は大きく変化し、さらには生活困窮者の増加、社会的孤立、ひきこもりなどにより、人々の生活課題は、複雑・多様化しています。

また国は、地域共生社会の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な団体・機関が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指しています。

このような状況のもと、本会では福祉関係者へのアンケート調査や福祉座談会等でのヒアリング内容を踏まえ、令和5年度から3か年にわたる活動指針として第4次地域福祉活動計画を策定いたしました。

この計画に基づき、見守りが必要な方を地区全体で支えるため、地区内の福祉関係者でネットワークを構築し、ふれあい・いきいきサロンなどのふれあい活動とご近所見守りネットワーク活動を一体的に推進していく活動を支援いたします。

今回、区・町内会単位での見守り・支え合いの活動に一人でも多く、関心を高めてもらい、また、活動のイメージを持っていただけるよう「活動の手順とポイント」をまとめました。

本冊子に示す内容はあくまでも一例であり、区・町内会単位での話し合いにより、それぞれの実情に合った形での見守り・支え合いの活動を充実させるため、本冊子をお役立ていただければ幸いです。

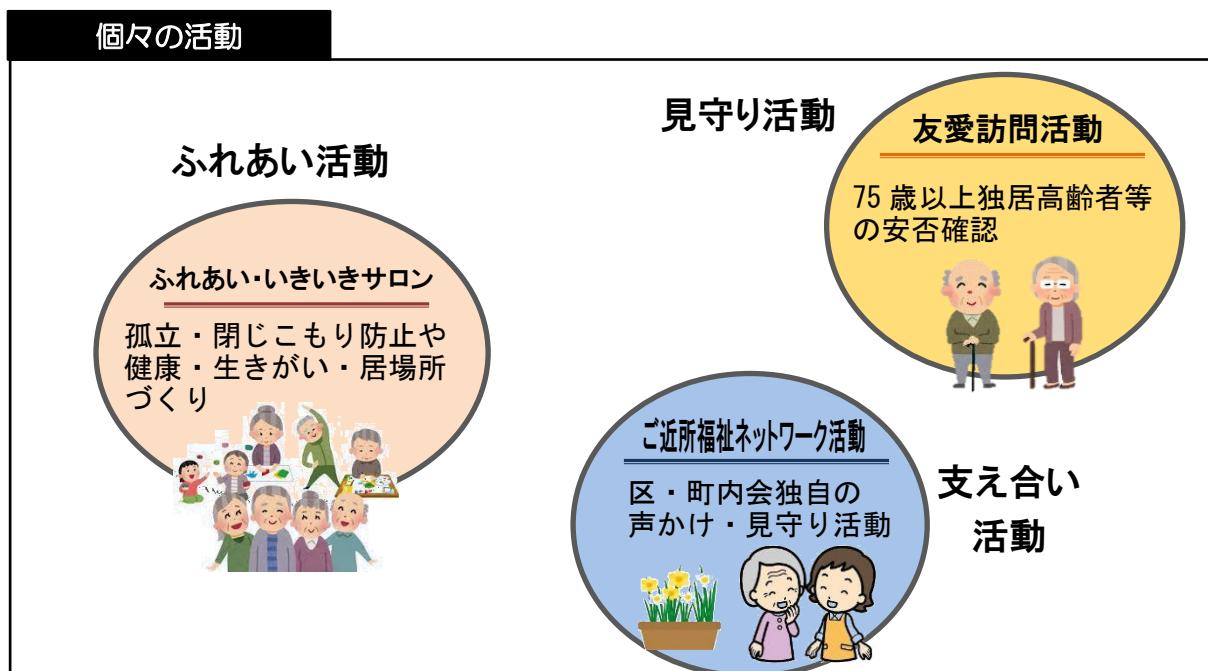
社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会

1. ふれあい見守りネットワーク活動について

1. ふれあい見守りネットワーク活動の目的と活動

★ ふれあい見守りネットワーク活動とは

ふれあい見守りネットワーク活動とは、区・町内会を単位として見守りが必要な方に対する日常的な「見守り・支え合い活動（体制づくり）」や住民同士の「ふれあい活動」など、見守りが必要な方が身近な地域で安全安心に暮らすための取り組みの総称です。



★ 地域で起こっている様々な困りごと



さらには、新型コロナウィルス感染症の世界的な流行を越えて…

コロナの流行で、人と人との距離を保つ、不要不急の外出は避ける、マスクの着用や手指の消毒を行うなど社会全体の生活様式が大きく変わってしまいました。現在はその時期を越えて、令和5年5月に第5類へ移行し、コロナ禍で休止していた活動が徐々に再開しています。そして、今後も、地域のつながりを絶やさないためにも『人と人とのふれあいを活かした助け合い・支え合い』が求められています。

★ 求められる地域の「福祉の力」



POINT!

顔の見える小さな生活圏域、区・町内会の圏域

- 近隣として普段の様子を知っているからこそ、変化に気づくことができます。
- 急病などの緊急時、地震などの災害時なども、迅速な対応を図ることができます。
- 見守り・訪問などの支援も近隣だからこそ、無理なく活動を続けられます。

2. 個人情報の取り扱いについて

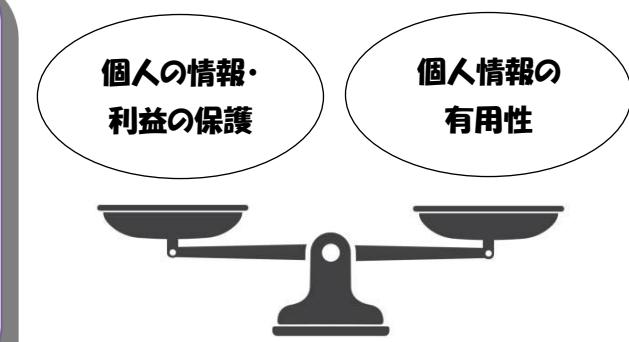
★地域での見守り・支え合い活動などの「地域福祉活動」は、人と人との関わりの中で進められていきます。見守りや支援が必要な人との信頼関係を築きつつ、個人情報保護の意味や目的をお互いに理解することが必要です。



個人情報とは・・・【個人情報保護法第2条】

生存する個人の情報で、氏名や生年月日等により「ある特定の人物」のものだと識別できるものを指します。他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものも含みます。

【個人情報保護法第1条】では、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」と定めています。つまり、個人情報であれば、何でも「保護」ではなく、「個人の権利利益の保護」「個人情報の有用性」のバランスを図るものであるということです。法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切です。



～ 3つの場面でのポイント ～

① 個人情報を収集するとき

- 利用目的、収集する情報の内容などを決め、本人に説明し、本人の同意・承諾を得るようにしましょう。
- 活動に必要となる本人の住所・連絡先をはじめ、場合により家族の連絡先など最小限の情報のみを収集しましょう。

② 個人情報を管理するとき

- 活動上知り得た情報は、活動のみに活用し、むやみに他者（家族含む）に口外しないようにしましょう。
- 個人情報が記載された資料やデータ等の管理には十分留意し、他人の目に触れないように保管しましょう。

③ 個人情報を共有するとき

- 団体内で連携して活動を進めていくためには、支援の必要な人の情報共有が必要となります。あらかじめ本人に同意を得たうえで、共有する情報を選び、提供先や提供する方法などに配慮し、活動につなげていきましょう。
- ※明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態が発生したとき、あるいは客観的にその恐れがあると判断されたときは、個人情報を第三者に提供することができます。日頃から緊急時の対応について、話し合いを行っておくことも必要です。

3. 見守り・支え合い活動編

ご近所見守りネットワーク活動について

ステップ1<基本活動「見守り・訪問」をはじめる準備>

«見守り・支え合い活動の体制づくり»

友愛訪問を中心とした区・町内会単位で独自の見守り・支え合い活動を行うためには、地区住民同士が、民生委員児童委員、福祉推進員等とネットワークをつくり、地区全体で協力して行う見守り・声かけ活動に意識して取り組む体制づくりが大切になります。

ご近所福祉ネットワーク活動に取り組まれている地区は、培った体制を活かし、活動することができます。

● 対象者の把握・決定・整理

基本は、地区の福祉関係者で話し合い「心配な人」などを幅広く気にかけ見守ります。

一人暮らし高齢者をはじめ、地域の状況や活動体制に応じて、高齢の夫婦、日中独居、子育て世帯、障がい者など、無理のない形で段階的に対象の範囲や年齢層を拡げていくことも必要です。

また、対象者の把握や共有のため、住宅地図などを活用した福祉マップづくりを行うことも有効です。



福祉マップづくりについて（桜が丘西6丁目）

～世帯状況によって色分け～

- ・75歳以上の人一人暮らしのかた··· 青
- ・町内のサークルなどに参加··· 黄
- ・家族と同居··· 緑
- ・デイサービス利用者··· 桃
- ・高齢で要援護者··· 赤

◆対象により色分け◆



◆福祉マップ見直しの様子◆

● 対象者から同意を得る

【P4「3つの場面でのポイント」】参照

見守り・訪問活動の目的などを説明し、対象者から「同意」を得ましょう。

架空請求や特殊詐欺といった消費者被害の拡大などにより、住民も個人情報の取り扱いについて敏感になっています。本人同意は、より適切な支援に向けて、関係者間での情報共有を円滑に進めるうえでも非常に大切であり、トラブルの防止にもつながります。

＜支援を拒む方・遠慮する方＞

地域の支援を拒む方・遠慮する方もおり、同意を得られないケースが増えています。こうしたかたの中には、孤立して困りごとを抱えている人も少なくありません。可能な範囲で気にかけて、あいさつや声かけなどで距離を縮めながら、支援を受入れてもらえる関係を築いていくことが大切です。

● 取り組みを地域に伝える

見守り・訪問活動を円滑に継続していくためには、多くの住民の理解と協力を得ることが大切です。

見守り・訪問活動の内容や必要性を、幅広く住民に伝え知ってもらうために、チラシや広報紙などを作成し、区・町内で回覧するなどして周知しましょう。



▲お知らせを作成し、回覧や掲示板へ貼って活動をPRしています（津崎）

▲地区内に活動をお知らせする案内文（一部抜粋）
一部のかただけでなく、地区の皆さんに意識をもってもらいます（稲田）

ステップ2 <見守り・訪問活動をはじめる>

«近隣住民への声かけ・見守り活動»

一人暮らしで普段の生活に不安があるかた、体調の不具合等でサロンに出て来られなくなったかたなど、サロン等を通じて深まったつながりを活かし、民生委員児童委員、福祉推進員や近隣住民等が協力し、日常生活の中での声かけや、ポストに郵便物が溜まっているか、部屋の明かりがついているかなどを確認する穩やかな見守り活動があります。

無理なく活動をスタートさせるために、まずは「周囲からの見守り」に取り組みましょう。日常生活の延長上で、さりげなく対象者を気にかけ、異変などがないか見守っていく方法です。相手と直に接しなくても安否などが確認できるため、取り組みやすい方法といえます。



▲「花一鉢活動」による日常的な見守り・訪問・声かけ活動（小原上）



▲散歩やゴミ出しなど町内を歩く時にはお揃いのパーカーなどを着て、気軽な見守り声かけ活動（桜が丘東1丁目）

ステップ3 <定期的な訪問による見守り>

«友愛訪問活動»

見守り・安否確認を目的とし、定期的な訪問活動を行うことにより、孤独感の解消や状況把握等を行います。

訪問は、相手と直に接するため、ふれあいを通して、対象者は見守られている安心感を得ることができます。また、顔を合わせたり、話を聴いたりすることで、訪問する側も、いち早く色々なことに気づける活動です。ただし、人によっては、訪問よりも周囲からの見守りを希望することもあるので相手の意向を尊重しながら活動を進めるようになりますが大切です。なお、困りごとなどの相談があった際はしっかりと受け止め、関係者で話し合い、解決に向けた方法を考えていくことが必要になります。



▲地区で作成されたカレンダーにメッセージを添えて、福祉関係委員による訪問活動（仁堀東）



▲お手紙や配布品をお渡ししながら戸別に訪問する、定期的な見守り（桜が丘西2丁目）

～ 友愛訪問活動について ～

★ 対象者

75歳以上一人暮らし高齢者を基本として、老老介護世帯や障がいのあるかた、子育て世帯等要援護者で定期的な訪問が必要とされるかたを対象に、区・町内会単位ごとに対象者を決定します。

★ 訪問日

2か月に1回程度を基本とし、必要に応じて方法・回数を決定します。また、定期的な見守りのために、必要に応じて徐々に回数を増やしていくことが理想です。

★ 訪問協力員

訪問活動の担い手は、民生委員児童委員、福祉推進員を中心とし、愛育委員、栄養委員、地域ボランティア等や区・町内会とも連携・協働して、訪問や安否確認を行うことが大切になります。

なお、協力者間では個人情報の取り扱いについて、十分配慮することが必要です。

★ 友愛品

お手紙や配布品は区・町内会単位ごとに決定することができます。また、友愛品を設けず、安否確認を行う区・町内会も増えています。

● 友愛訪問の品物の例

- 生活必需品や季節ごとの日用品のほか、お菓子や飲み物
- ふれあい・いきいきサロンで作ったもの（手芸・園芸品など）
- 行政機関などの啓発資材（消費生活啓発資材、認知症・介護予防のチラシ）
- ふれあい・いきいきサロンの開催案内の戸別配布・誘い出し など

● 友愛訪問配布品の依頼について（右ページで紹介）

実施主体で準備できない場合は、市社協へ必要数分依頼することもできます。
その場合は年2回、市社協から品物代を請求させていただきます。



● 手紙やメッセージカードの印刷について

市社協で手紙やメッセージカード（右イラスト参照）を必要部数印刷することができます。

また、市社協のホームページからデータをダウンロードできます。

目的別 INDEX ⇒ 地域福祉活動 ⇒ ふれあい見守りネットワーク活動



～市社協ができること～

下記の友愛品を市社協に注文することができます。

	物品（1）	物品（2）
物 品	箱ティッシュ（150組）	赤磐市指定ゴミ袋（20リットル）
写 真 ・ イ メージ		
発注単位	1箱	1組（2枚）
単 価	60円	40円
注文時期	各月の第2週目まで：配布品の注文（電話・FAX等にて） 第4週目以降：配布品の受け取り（各事務所にて）	

*配布用の袋が必要な場合は、各自用意をお願いいたします。

● 友愛訪問の手紙の例

右のような手紙やメッセージカードなどを用意し、品物などに添えて一緒にお配りすることで、季節感を感じることができます。

手紙作成のポイント

- ①季節感を演出
- ②裏面の活用（地区の情報や消費生活啓発情報など）
- ③次回訪問の案内

友愛訪問

やわらかな春風に心華やぐ季節となりましたが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。
今年は桜の開花が例年より早まりましたね。そして桜に継げとばかりに色とりどりの花々があちこちで咲き誇り、春の景色を鮮やかに彩っています。

チューリップ、桃、たんぽぽ、れんげ、さつき、花水木、藤などなど…。皆様のお宅の周りにはどんな花が咲いているでしょうか。

友愛訪問は、地区の協力者により、年6回の実施を予定しています。

☆次回の訪問は6月頃を予定しています。
☆友愛訪問は、赤磐市社会福祉協議会のふれあい・見守りネットワーク活動助成金によって行っています。



まずは現在の友愛訪問の対象者から始め、協力者の負担等を考慮しながら、対象者や回数などを関係者で検討することが大切です。

ステップ4 <見守り・訪問から日常生活支援への取り組み>

«生活支援等の支え合い活動»

関わりが一層深まると、福祉制度では対応できないゴミ出し、草取りなどの日常生活の中のちょっとした困りごとの助け合いや買い物支援といった活動につながっていくこともあります。

単身世帯の増加による家族機能の低下などに伴って、見守り・訪問からもう一步踏み込んだ生活支援のニーズが、今後は住民の困りごととして、ますます増加すると推測されます。

こうした状況を踏まえ、これから地域福祉活動は、ふれあい・いきいきサロンや友愛訪問、ご近所福祉ネットワーク活動などで築いてきた「地域のつながり」を基盤に、日常生活のちょっとした困りごととして、ゴミ出しや草取りなどに加え買い物・外出支援などの生活支援活動についても、できる範囲で取り組んでいきましょう。



▲支援を希望された高齢者世帯を対象に、見守り・声かけ、買物・通院送迎、ゴミ出し等の支援活動を無償で実施（桜が丘西1丁目）



▲資源ゴミ出しの支援メンバーは青年層が主力です。大型家具の運搬も大変喜ばれています（桜が丘東4丁目）



<地域課題を発見したら、みんなで話し合う>

地域課題として住民の困りごとを発見したら、関係者で話し合うことが重要です。

最初に関わった人に全てお任せということでは、責任・負担が大きく、協力者も集まりませんし、みんな活動から離れていきます。必要な情報を集めて整理しながら、対応策をみんなで一緒に考えることで、地域課題解決の道筋が見えてくるはずです。

発見した困りごとが、自分たちで対応解決できるものなのか、専門機関へつなげるべきものなのか、みんなで話し合い一緒に考える仕組みを、自分たちの地区に築いて根付かせていくことが大切です。



▲アンケート調査により地域ニーズの把握や支援・活動内容などを話し合い（山陽5丁目）



▲サロン終了後の話し合い 情報交換で共有することが大切です（弥上）

4. ふれあい活動編

ふれあい・いきいきサロンについて



1. ふれあい・いきいきサロンとは？

ふれあい・いきいきサロンとは、地域での孤立・閉じこもり防止や健康・生きがいづくりを目的に、身近な生活圏を拠点に参加者と協力するボランティアの皆さんと一緒にになって企画・運営する仲間づくり・ふれあいの場づくりです。

この活動は、地域住民による支え合い活動として、全国各地で取り組まれており、赤磐市内でも活動の輪が広がってきています。

2. ふれあい・いきいきサロンが目指すものは？

地域に暮らすすべての世代がそれぞれの特色を活かして「ふれあい・いきいきサロン」に参加することで、地域全体に「ふれあい」「交流」の輪が広がっていきます。そして、この交流が日常的になりお互いの生活上の心配ごとや困りごとに気づき、ごく自然に地域内での「支え合い」「助け合い」の活動（住民による支援ネットワーク体制）につながっていくことを目指しています。また、サロンは地域のかたの身近な居場所の一つにもなります。

3. ふれあい・いきいきサロンの効果は？

- 効果① 生活が楽しくなる。生きがいや社会参加の意欲が高まる。
- 効果② 地域の人とふれ合うことで、横のつながりや気の合う仲間づくりができる。
- 効果③ サロンに通うことで、孤立や閉じこもり防止になり、生活にハリができる。
- 効果④ 適度に体を動かすことで健康づくりができる。
- 効果⑤ 要援護者の生活ニーズの早期発見、早期解決へつながる。
- 効果⑥ 自立した日常生活に必要な情報提供、情報交換の場となる。
- 効果⑦ 地域における見守り、支え合いのネットワークへつながる。
- 効果⑧ 身近な居場所の一つとなる。

4. ふれあい・いきいきサロンの内容は？

★ 参加者・人数

対象者は子どもから大人まで誰でも参加することができます。

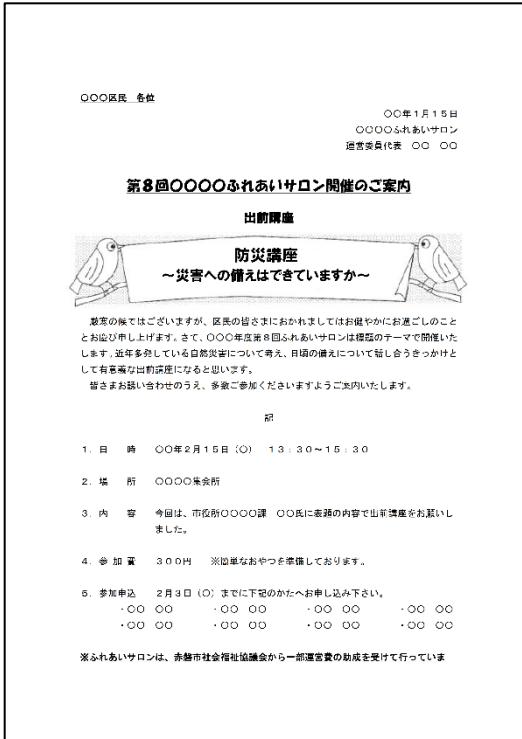
また、人数は5～20名程度の少人数が望ましいとされていますが、地域の実情に合わせてください。



参加者の募集方法

サロンの情報を対象者に届けるために、地域の実情や対象者の特性を見極めた上で、適切な情報発信を行う必要があります。また、チラシを作成する際は、楽しい雰囲気が伝わるよう、イラストを使うと効果的です。

(具体例) 掲示板、回覧板、チラシづくり、直接説明に行く、家族に後押しをしてもらう



★ 運営の中心的な担い手

サロンの運営の中心的な担い手は、福祉推進員、民生委員・児童委員、老人クラブ、愛育委員、栄養委員、区・町内会、地域のボランティア等で連携・協働して運営することが大切になります。



中心メンバーを集める

活動を継続していく上で、サロンの趣旨に共感し、ともに活動してくれる仲間を見つけることが重要です。知人やご近所、地域で活動されている方、特技や技術を持った方など、地域の人財の支援や協力が得られれば、サロン運営も順調に進みます。

★ 実施場所

実施場所は、地区のコミュニティハウスや集会所、公民館など参加者が歩いて参加できる場所で開催しましょう。

★ 開催回数

日常的にふれあい・集える場づくりを進めるため、月1回程度まで徐々に頻度を増

やしていくことが理想です。なお、参加者やボランティアの意向、運営体制を踏まえて継続して活動できるように無理のない計画を立ててください。



分散型やフリースペース型のサロン

地域の事情により、また、コロナ等の流行時期には、会場に一堂に会することが難しい状況が想定されます。会場や日程を分散して少人数でサロンの開催なども延べ人数（助成対象の上限は30人）で助成金の対象になります。おしゃべりを中心に、フリースペース型サロンをうまく組み合わせることによって、無理のないペースで定期的に行うことも一つの方法です。

★ 内容・プログラム

ふれあいサロンは、地域の誰もが参加できる活動であり、地域の人たちに親しまれる場づくりが原則となります。地域に開かれた場づくりを目指し、参加者や地域住民と一緒に話し合って、みんなで楽しめる内容を考えてください。活動内容にもよりますが、1～2時間程度の開催を目安に実施してください。



地域に開かれた場づくり

ふれあいサロンは、同好会やサークル活動とは異なり、地域の誰もが参加できる活動です。おしゃべり、会食、季節行事、手芸、健康体操、ゲーム、園芸、講習会など活動内容は様々ですが、参加者や地域住民の声を取り入れながら、プログラムを考えましょう。

また、新型コロナウイルス等の感染症の流行に対しては、みなさまには日頃の体調管理をしていただきながら、集まる活動を開催する場合は感染対策にも配慮する必要があります。その中で流行の時期には「短時間でも顔を合わせてお土産の持ち帰り」「飲食を伴わない活動で集まる（体操など）」「対策を講じて飲食を取り入れる」など、さまざまな方法・工夫を考えられます。お互いに顔を見るだけでもつながりを感じることは出来ます。

★ 運営のための費用等

サロンは、参加費等の自主財源で運営することが望ましく、県内のサロンでは、平均200円～300円程度の参加費を徴収して運営が行われています。

（赤磐市社会福祉協議会では、サロンの運営費や活動費の助成を行っています。）



運営費用の確保

費用をかけずに楽しむことも大切ですが、参加者主体の雰囲気づくりや運営への関心を高めるためにも、必要な費用は、参加者の利用料や会費をあてることが基本です。

また、地域のイベントに出店するなど、運営費用の確保につとめているサロンもあります。

ふれあい・いきいきサロンの立ち上げについて

～市社協ができること～



1. 最初の働きかけ

- ① 福祉推進員を対象とする会議などにおけるサロンの意義や目的等の説明
- ② 各地区の実情を把握し、課題に応じた個別の支援と立ち上げに向けた働きかけ

2. 開始準備への支援

- ① サロン説明会の開催
福祉推進員、区長・町内会長、民生委員児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ、ボランティア（サロンに関心のある方）などを対象
- ② 参加者募集・PR
案内チラシなどを印刷し参加者募集・PRを側面的に支援

3. 運営への支援

- ① プログラムの企画等への側面的支援の実施
ボランティア派遣（マジックや演芸などボランティアの紹介・調整）
- ② 活動に必要な機材・備品等の貸出
レクリエーション用具、車いす、マジック用品
- ③ 広報紙におけるサロン活動の広報・PR
- ④ 運営に関する相談・助言
- ⑤ 運営費・活動費の助成
- ⑥ 行事用保険等の案内及び加入受付

4. 先進地の運営方法等の情報提供

- ① 参考にしたいサロンの運営方法についての情報提供
- ② 市内先進地の視察の調整

★ サロンの様子 ★

◆茶話会・創作活動・出前講座など



茶話会



創作活動



出前講座

◆演芸鑑賞（ボランティアを招いて）



大正琴



マジック



民話

◆レクリエーション（レクリエーション用具は社協で貸出しています）



輪投げ



ベルハーモニー



ストラックアウト

◆三世代交流や季節の催し物等



子ども達と楽しみながら…



クリスマス会



餅つき

5. 安心安全な活動を行うために



★ 事故等への対応

サロンには高齢者や障がい者、子どもなど様々な人が参加します。また、見守り活動には協力員の活動がありますが、どんなに気をつけていても不慮の事故が起きる場合があります。運営者は、事故の防止や不測の事態が生じたときの対応について、考えておく必要があります。安心・安全な活動のために、ボランティア保険をご検討ください。



ボランティア行事用保険

参加向け

●補償金額（保険金額）

		保険金の種類	補償金額
ケガの補償	参加者本人のケガ	死亡保険金	400万円
		後遺障害保険金	400万円（限度額）
		入院保険金日額	3,500円
		手術 保険金	35,000円
		外来の手術	17,500円
		通院保険金日額	2,200円
	賠償責任の補償	対人事故	2億円（1事故限度額）
		対物事故	1,000万円（1事故限度額）

●保険料

1名あたり 28円／日（最低保険料 560円）

●補償期間

行事開催期間

●その他

- ・参加者全員が申込人数になります。
- ・行事内容によって加入プランが異なります。



ボランティア活動保険

活動者向け

●補償金額（保険金額）

		保険金の種類	補償金額
ケガの補償	参加者本人のケガ	死亡保険金	1,040万円
		後遺障害保険金	1,040万円（限度額）
		入院保険金日額	6,500円
		手術 保険金	65,000円
		外来の手術	32,500円
		通院保険金日額	4,000円
	賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）	5億円（限度額）

●保険料

1名あたり 350円／年

●補償期間

加入年度の4月1日～3月31日

（中途加入の場合は、加入手続き完了日の翌日から対象）

●その他

基本プランの他、天災・地震補償プランもあります。

★ 会計事務

活動の運営費については、適切に会計事務を行うためのルールづくりを行い、地域のかたに理解いただけよう情報公開を行う等透明性の確保に努めることが大切です。



会計の透明性の確保のための具体的な取り組み例

- 金融機関の口座により運営費を管理し、お金の出し入れの記録を残す。
- 現金出納帳により現金の収入と支出をすべて正確に記録する。
- 個人名ではなく、団体名の領収書を発行してもらう。
- 会計担当者を置く、通帳と印鑑は別の人気が管理するなど、複数の人が関わって出納管理を行う。
- 会計監査など、第三者により会計処理が適切になされているかチェックする。
- 地域のかたに広く決算報告を行う。

★ その他

活動の運営にあたり、開催案内チラシや手紙等に「社会福祉協議会から一部運営費の助成を受けて行っています。」と明示してください。

ふれあい見守りネットワーク活動の口座開設について

★JA晴れの国岡山での口座の使用を推奨しています。

J A晴れの国岡山で口座を作る場合は下記の物をご準備ください。

- ①代表者もしくは会計担当者の印鑑
- ②初回入金用のお金（1,000円以上）※団体の発足直後等の理由があれば不要
- ③窓口に来られたかたの身分証明書（運転免許証など）
- ④運営規約（例）

〇〇〇〇ふれみまネット 運営規約（例）

第1条（会の目的）

〇〇〇〇ふれみまネットは〇〇〇〇区・町内会の住民相互による安心・安全な福祉のまちづくりに取り組むことを目的とする。

第2条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

〇〇〇〇ふれみまネット

第3条（所在地）

この会の所在地を〇〇〇〇区・町内会に置く。

第4条（設立年月日）

この会の設立年月日は、〇〇年〇月〇日とする。

第5条（活動内容）

（1）見守り・支え合い活動

- ①住民を主体とした、要援護者への見守り・支え合いの体制づくり
- ②要援護者への友愛訪問
- ③近隣住民への声かけ、見守り
- ④福祉制度では対応できない生活支援等の支え合い

（2）ふれあい活動

- ①ふれあい・いきいきサロン活動による「地域の集いの場」づくり
- ②住民のふれあいを目的とした行事等

第6条（役員・構成員）

この会の役員構成は以下の通りとする。

代表者：1名 会計：1名

構成員は〇〇〇〇区・町内会のすべての住民を対象者とする。また、活動協力者として地区外のボランティア等が参加する。

第7条（会費）

活動時に必要に応じて参加者から会費を徴収する。この会は会費の共有持分権を持たないこととする。

第8条（会計）

会計担当者が適正に金銭管理を行い、年に1度会計報告を行うこととする。

附則

この規約は〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

6. ふれあい見守りネットワーク活動助成金について

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

ふれあい見守りネットワーク活動助成金交付要綱

令和2年10月14日

要綱第37号

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、身近な地域での住民相互による安心・安全なまちづくりを支援することを目的に交付するふれあい見守りネットワーク活動助成金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 本事業による助成対象団体は、自治会又は自治会が認める団体とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふれあい見守りネットワーク活動 自治会を単位として要援護者に対する日常的な見守り・支え合いの体制づくりや住民同士のふれあい活動など、要援護者が身近な地域で安心安全に暮らすための取り組みのことをいう。
- (2) 要援護者 75歳以上のひとり暮らし高齢者、老老介護世帯、障害のあるかた等で援護が必要なかたをいう。
- (3) 友愛訪問 要援護者で定期的な訪問が必要なかたを対象とした孤独感の解消や状況把握（安否確認を含む）等を行うことをいう。
- (4) ふれあい・いきいきサロン 身近な生活圏（無理なく歩いて行ける範囲）を拠点に仲間づくりやふれあいの場づくりを行うことをいう。原則として自治会単位とし、特段の事情が認められる場合を除き、1自治会あたり1団体とする。
- (5) 地域の集いの場 ふれあい・いきいきサロン活動を実施するための場をいう。
- (6) 生活支援 草取り、電球交換、ゴミ出し等の手伝いのことをいう。

(助成対象活動)

第4条 助成対象とする活動は、自治会が主体となり、民生委員児童委員、福祉推進員等の福祉関係者と協力して実施する活動で、当年度内に取り組む次の活動とする。

(1) 見守り・支え合い活動

- ① 住民を主体とした、要援護者への見守り・支え合い体制の組織づくり活動
- ② 要援護者への友愛訪問（2か月に1回程度）活動
- ③ 近隣住民への声かけ、見守り活動
- ④ 福祉制度では対応できない生活支援等の支え合い活動

(2) ふれあい活動

- ① ふれあい・いきいきサロン活動による「地域の集いの場」づくり活動

② 自治会内で行われる、住民のふれあいを目的とした行事等の活動

2 次の各号に掲げる事業は対象としない。

(1) 他の補助金や助成金の交付対象となっている事業

(2) 親子サークル、老人クラブ、趣味のサークルなどが行う自助を目的とした事業

(3) 営利、宗教及び政治を目的とした事業

(助成額)

第5条 助成額は別表1のとおりとする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象期間は、助成を受けようとする前年度の3月1日から当該年度の2月末日までとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体は、ふれあい見守りネットワーク活動助成金交付申請書兼基本助成金請求書（様式第1号）を本会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請団体でふれあい活動助成金の交付を受けようとする団体は、ふれあい活動実施後にふれあい活動助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）を会長に提出するものとする。

(助成金交付決定)

第8条 会長は、前条の規定により助成金の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは助成金の交付を決定し、ふれあい見守りネットワーク活動助成金交付決定書（様式第3号）により通知する。

(助成金の支払い)

第9条 助成金については、交付決定書に基づき、指定の方法により支払うものとする。

(実績報告)

第10条 助成金を受けた団体は、事業完了後、会長が定める日までにふれあい見守りネットワーク活動実績報告書（様式第4号）を提出するものとする。

(助成措置の取り消し等)

第11条 会長は、この要綱の適用を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成措置を取り消し、又は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき

(2) 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に違反したとき

(助成金の余剰処理)

第12条 助成対象年度の期末において助成金に余剰が生じた場合は、次年度に繰り越すことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会　ふれあい・いきいきサロン事業助成金交付要綱（平成22年要綱第7号）及び社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会　友愛訪問活動実施要綱（平成24年要綱第5号）は令和3年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされたもの及び業務等については、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月27日要綱第3号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年3月31日までに交付の決定がなされたもの及び業務等については、なお従前の例による。

別表1（第5条関係）

	(1) 基本助成金	(2) ふれあい活動助成金	
助成額	前年度10月1日時点の75歳以上人口に300円を乗じた額	①運営費	月額1,000円。 ただし、ひと月の助成上限は1回とする。
		②活動費	延べ参加者数に100円を乗じた額 ただし、月額の上限は3,000円とする。
備考	余剰金が発生した場合は、次年度に繰越できる。	1. 特段の事情があると認められ、複数のサロンが設置されている場合、サロンごとに請求できる。	

ふれあい見守りネットワーク活動助成金の手続き

日 程	申 請 団 体	市 社 協
4月末	<p>◆助成金交付申請書兼基本助成金請求書の提出 ※ふれあい見守りネットワーク活動実施計画書を添付</p> <p>《基本助成金の助成額》 <u>前年度10月1日時点の75歳以上人口×300円</u></p> <p>助成対象活動 自治会が主体となり、民生委員児童委員、福祉推進員等の福祉関係者と協力して実施する活動</p> <p>(1) 見守り・支え合い活動 ①住民を主体とした、要援護者への見守り・支え合い体制の組織づくり ②要援護者への友愛訪問 ③近隣住民への声かけ、見守り ④福祉制度では対応できない生活支援等の支え合い</p> <p>(2) ふれあい活動 ①ふれあい・いきいきサロン活動による「地域の集いの場」づくり ②住民のふれあいを目的とした行事等</p>	
5月中旬		<p>◆助成金交付決定書（様式第3号）により通知 ※指定の方法により助成金の交付</p>
9月上旬	<p>◆ふれあい活動助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）の提出（3月～8月実施分）</p> <p>《ふれあい活動助成金の助成額》</p> <p>①運営費：開催1回につき1,000円 ※ひと月の助成上限は1回</p> <p>②活動費：延べ参加者数に100円を乗じた額 ※月額上限3,000円</p>	
9月下旬		<p>◆助成金交付決定書（様式第3号）により通知 ※指定の方法により助成金の交付</p>
3月上旬	<p>◆ふれあい活動助成金交付申請書兼請求書（様式第2号）の提出（9月～2月実施分）</p>	<p>◆助成金交付決定書（様式第3号）により通知 ※指定の方法により助成金の交付</p>
4月末まで	<p>◆実績報告書（様式第4号）の提出</p>	

4月末まで

記入例

様式第1号（第7条第1項関係）

ふれあい見守りネットワーク活動助成金交付申請書兼基本助成金請求書

令和6年4月28日

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会
会長 山田秀士様

対象地区を記入して
います。

申請者	地区名	■■
団体名	■■ふれみまネット	
代表者名	■■■	印
住所	赤磐市■■778-1	
T E L	086-XXX-XXXX	

下記のとおり、ふれあい見守りネットワーク活動助成金交付を受けたいので、社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会ふれあい見守りネットワーク活動助成金交付要綱（令和2年要綱第37号）第7条第1項の規定により申請及び請求します。

記

対象地区の前年度10月1日時点の
75歳以上人口を記入しています。

1 基本助成金請求額 28,500円
積算：95人（前年度10月1日時点の75歳以上人口×300円）

2 助成金受取方法 希望する方法に✓を入れる
 現金
 振込 → 振込する通帳の見開きページのコピーを添付してください。
※金融機関名・口座番号・口座名義が分かるもの

3 実施計画書
別紙「ふれあい見守りネットワーク活動実施計画書」のとおり

ふれあい見守りネットワーク活動実施計画書

- 1 ふれあい見守りネットワークを構成するもの
- 区長・町内会長 区・町内会役員 民生委員児童委員 福祉推進員
愛育委員 栄養委員 老人クラブ 地区住民有志 その他（子ども会）

2 助成対象活動の概要

		主な内容が分かるように簡素に記入
(1) 見守り・支え合い活動		<p>担当者 [REDACTED]</p> <p>住 所 赤磐市■■23</p> <p>連絡先 086-XXX-XXXX</p>
①見守り・支え合い体制の組織づくり		区役員と民生委員児童委員、福祉推進員、老人クラブ役員、子ども会役員でふれあい見守りネットワーク活動についての話し合いを行う。
②要援護者への友愛訪問活動		偶数月に民生委員児童委員が高齢者訪問を行い、奇数月に福祉推進員が75歳以上ひとり暮らし高齢者を対象に友愛訪問を行う。
③近隣住民への声かけ、見守り		特になし
④生活支援等の支え合い活動		特になし
(2) ふれあい活動		<p>担当者 [REDACTED]</p> <p>住 所 赤磐市■■49-2</p> <p>連絡先 086-XXX-XXXX</p>
①ふれあい・いきいきサロン活動等		<p>住民が気軽に集い、ふれあう機会として、ふれあいサロンを開催する。</p> <p>老人クラブと子ども会の交流行事として、クリスマス会を実施して高齢者と子どもの交流を図る。</p>
②住民のふれあいを目的とした自治会行事等		区行事として花見会、夏祭り、餅つきを実施して、区民同士の交流を図る。

3 年間スケジュール

実施予定を記入

	見守り・支え合い活動	ふれあい活動
3月	・友愛訪問	
4月	・ふれあい見守りネットワーク活動についての話し合い ・高齢者訪問	・花見会（地区行事）
5月	・友愛訪問	・茶話会（ふれあいサロン）
6月	・高齢者訪問	
7月	・友愛訪問	・夏休みラジオ体操（地区行事）
8月	・高齢者訪問	・夏祭り（地区行事） ・夏休みラジオ体操（地区行事）
9月	・ふれあい見守りネットワーク活動についての話し合い ・友愛訪問	・敬老祝い（ふれあいサロン）
10月	・高齢者訪問	
11月	・友愛訪問	・茶話会（ふれあいサロン）
12月	・高齢者訪問	・クリスマス会（ふれあいサロン） ・餅つき（地区行事）
1月	・友愛訪問	
2月	・高齢者訪問	
年間		

※ 注意 ※

【ふれあい活動助成金の対象外となる活動】

(1)他の補助金や助成金の交付対象となっている事業

例)百歳体操など

(2)親子サークル、老人クラブ、趣味のサークルなどが行う自助を目的とした事業

例)老人クラブが会員を対象として行うグラウンドゴルフなど

9月中旬

記入例

様式第2号（第7条第2項関係）

ふれあい活動助成金交付申請書兼請求書

令和6年9月15日

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会
会長 山田 秀士 様

申請者	地区名	■ ■
団体名	■ ■ ふれみまネット	
代表者名		印
住所	赤磐市 ■ ■ 778-1	
T E L	086-XXX-XXXX	

下記のとおり、ふれあい見守りネットワーク活動で実施した令和6年3月～令和5年8月分のふれあい活動助成金の交付を受けたいので、社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会ふれあい見守りネットワーク活動助成金交付要綱（令和2年要綱第37号）第7条第2項の規定により申請及び請求します。

記

ふれあい活動助成金請求額 14,300 円

【請求内訳】

実施月	①運営費（月額1,000円。ただし、ひと月の上限は1回とする。）	②活動費（延べ参加者に100円を乗じた額。ただし、月額の上限は3,000円とする。）
4月	1,000円（開催回数：1回）	3,000円（延べ参加者数：46人）
5月	1,000円（開催回数：1回）	2,300円（延べ参加者数：23人）
8月	1,000円（開催回数：1回）	3,000円（延べ参加者数：138人）
月	円（開催回数：回）	円（延べ参加者数：人）
月	円（開催回数：回）	円（延べ参加者数：人）
月	円（開催回数：回）	円（延べ参加者数：人）
合計	3,000円（開催回数：3回）	8,300円（延べ参加者数：207人）

・ふれあい活動の詳細については、別紙「ふれあい活動実施報告書」のとおり報告します。

※なお、別紙については実施内容がわかるものであれば任意の様式でも構いません。

ひと月の開催回数の合計を記入

ひと月に開催した延べ参加者数の合計を記入

(別紙)

ふれあい活動実施報告書

実施日時	令和6年4月20日 土曜日 11:00 ~ 13:00
実施場所	■■集会所
参加者数	46人
活動内容	花見会(会食)
備 考	区行事

※活動の様子がわかる写真(データ可)があれば添付してください。

実施日時	令和6年5月17日 金曜日 10:00 ~ 11:30
実施場所	■■集会所
参加者数	23人
活動内容	茶話会
備 考	ふれあいサロン

※活動の様子がわかる写真(データ可)があれば添付してください。

実施日時	令和6年8月10日 土曜日 18:30 ~ 21:00
実施場所	■■集会所前広場
参加者数	138人
活動内容	夏祭り(盆踊り、屋台、花火)
備 考	区行事

※活動の様子がわかる写真(データ可)があれば添付してください。

次年度の4月末まで

記入例

様式第4号（第10条関係）

ふれあい見守りネットワーク活動助成金実績報告書

令和7年4月30日

社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会
会長 山田 秀士 様

申請者	地 区 名	■ ■
団体名	■ ■ ふれみまネット	
代表者名		印
住所	赤磐市 ■ ■ 778-1	
T E L	086-XXX-XXXX	

令和5年度ふれあい見守りネットワーク活動が完了しましたので、下記のとおり実績報告書を提出します。

記

I 活動報告

(1) 見守り・支え合い活動		
①見守り・支え合い体制の組織づくり	区役員と民生委員児童委員、福祉推進員、老人クラブ役員、子ども会役員でふれあい見守りネットワーク活動についての話し合いを行った。	会議等の開催 2回
②要援護者への友愛訪問活動	偶数月に民生委員児童委員が高齢者訪問を行い、奇数月に福祉推進員が75歳以上ひとり暮らし高齢者を対象に友愛訪問を行った。	延べ実施回数 12回 延べ対象者数 147人
③近隣住民への声かけ、見守り	特になし	延べ件数 世帯
④生活支援等の支え合い活動	特になし	延べ活動件数 件
(2) ふれあい活動		
①ふれあい・いきいきサロン活動等	住民が気軽に集い、ふれあう機会として、ふれあいサロンを3回開催した。 老人クラブと子ども会の交流行事として、クリスマス会を実施した。	延べ実施回数 4回 延べ対象者数 84人
②住民のふれあいを目的とした自治会行事等	区行事として花見会、夏祭り、餅つきを実施した。	延べ実施回数 3回 延べ対象者数 214人

2 収支報告

(1) 収入の部

項目	金額(円)	備考
前年度繰越金	5, 000円	5, 000円
社協助成金	28, 500円	基本助成金 28, 500円
	23, 600円	ふれあい活動助成金 23, 600円
その他	4, 600円	サロン等参加費 4, 600円
	10, 000円	自治会等からの助成金 10, 000円
		その他 円
収入合計	71, 700円	

(2) 支出の部

項目	金額(円)	備考
友愛品	29, 400円	ゴミ袋 (@200円×147)
花見会 (4/22)	18, 400円	お弁当 (@400円×46)
ふれあいサロン (5/17)	3, 000円	お茶、お菓子
夏祭り (8/12)	4, 200円	行事用保険 (@28円×150)
ふれあいサロン (9/16)	3, 000円	お茶、お菓子
ふれあいサロン (11/3)	3, 000円	お茶、お菓子
クリスマス会 (12/24)	6, 800円	ケーキ、ジュース
支出合計	67, 800円	

(収入) 71, 700円 - (支出) 67, 800円 = 3, 900円 (次年度繰越金)

7. 地域福祉活動にかかわる参考資料

本会では、地域福祉活動に携わる方々をはじめ、地域のみなさんへの地域福祉への取り組みを支援するため各種冊子を作成しています。

地域の支え合い活動を進める際の資料として役立てていただければ幸いです。

なお、以下の冊子が必要な方や関心のある方は、最寄りの社会福祉協議会までご連絡ください。



本冊子の別冊版で、サロンの講師やレクリエーション物品一覧等まとめています。



日常的な見守り・支え合いのネットワークづくりの活動事例集(H29～R1年度)になります。



「地区のアンテナ役」として活動されている福祉推進員の役割・活動をまとめています。



地域住民をはじめ、福祉活動を行う関係者や専門機関等が相互に協力して策定する本会の活動計画(R5～R7年度)です。



地区社会福祉協議会(地区社協)の活動ガイドブックになります。



市内のふれあい・見守り・支え合い活動事例集になります。



▲赤磐市社協 Facebook



▲赤磐市社協ホームページ

ふれあい見守りネットワーク活動



令和6年4月12日



社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会

市外局番（086）

地域福祉課 〒709-0821 赤磐市河本 778-1 山陽総合福祉センター内
TEL 955-8877 FAX 955-7788

E-mail : chiiki@akaiwashakyo.or.jp

赤坂事務所 〒701-2222 赤磐市町苅田 517-1 赤坂福祉サービスセンター春の家内
TEL 957-2334 FAX 957-4835

E-mail : akasaka@akaiwashakyo.or.jp

熊山事務所 〒709-0705 赤磐市松木 636-1 熊山保健福祉総合センター内
TEL 995-2336 FAX 995-2642

E-mail : kumayama@akaiwashakyo.or.jp

吉井事務所 〒701-2595 赤磐市周匝 136 赤磐市吉井支所内
TEL 954-2533 FAX 954-2454

E-mail : yoshii@akaiwashakyo.or.jp